

自宅外通学について

「自宅通学」

学生等本人が生計維持者（原則父母）と同居している（またはこれに準ずる）と認められる場合をいいます。

「自宅外通学」

「自宅通学」に該当しない場合であり、学生等本人が生計維持者と別居し（生計維持者の単身赴任等は含まない。）、学生等本人または生計維持者が学生等本人の居住に係る家賃を支払って生活していることをいい、かつ、以下の（「自宅外通学」の要件のいずれかに該当する場合をいいます。

【自宅外通学の要件】

1. 実家（生計維持者いずれもの居住地）から大学等までの通学距離が片道 60 キロメートル以上（目安）
2. 実家から大学等までの通学時間が片道 120 分以上（目安）
3. 実家から大学等までの通学費が月 1 万円以上（目安）
4. 実家から大学等までの通学時間が片道 90 分以上であり、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が 1 時間当たり 1 本以下（目安）
5. その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合

【学校への提出書類】

1. [給付様式 35] 通学形態変更届（自宅外通学）、チェックシート
2. 自宅外証明書類（入寮の事実がわかるもの、賃貸契約書の写し等）

※自宅外証明書類は学生本人が居住している、契約の期間、家賃が確認できるものになります。

提出締め切り：3月 15日（水）必着

郵送先：〒981-1295 宮城県名取市ゆりが丘 4-10-1

尚絅学院大学 学生生活課日本学生支援機構奨学金係